

エンディングノートと遺言書 3つの違い

もしもの時のことを考えると、自分の気持ちや自分に関する情報を、きっちりと書いて残しておきたいものです。それには、エンディングノートと遺言書があります。それぞれの特徴を知っておくことが安心につながります。

法的効力の有無

エンディングノート(以下、ノートと表記)にも遺言書にも、①自分の希望を伝え、実現できるようにする②家族や親しい人が困らないようにする——役割があります。

両者の大きな違いは、対象とする期間、自由度、効力の三つです。また、分野や目的によって向き、不向きがあって、お互いの弱点を補い合える存在なのです。したがって、両方とも作成するのがベストです

し、一方を書けば、もう一方も書きやすくなるのです。

亡くなった後のことだけではなく、これからの人生にも力点が置かれているのがノートです。内容も書き方も自由です。ただし、法律の支えがないので、書いた通りにやってもらう強制力はありません。

遺言書は、亡くなった後のことを対象とします。民法で遺言できる事項や作成方法が決まっています。法的効力(強制力)がありますので、原則、書いた内容が実現されます。

医療、財産…適した分野が違う

ノートが向いているのは、医療・介護、それから葬儀など死後事務の面です。これらは、具体的に詳しく書きたいことが多いので、自由なノートが適しています。がんの告知、延命治療、介護に関する希望などは特に重要な点です。

遺言書が向いているのは、財産の分け方に関するものです。これは、家族で争う「争続」を引き起こしかねない最重要の部分です。遺言書には法的効力があるため、遺言執行者を指定しておけば、財産の分け方に不満をもつ人の同意がなくても法務局や金融機関などで手続きできます。また、こうした手続きが簡単になって、家族の負担が減ります。

ノートにも財産のページがありますが、こちらには財産の情報について詳しく書くと

よいでしょう。例えば、不動産の共有者の名前、金庫の開錠方法、クレジットカード種類、各種パスワードなどです。

家系図は、ノートにも遺言書にも添えた方が家族は助かります。出生からの戸籍謄本も添えたいところです。

認知症になったら

財産管理は…

ノートや遺言書を書いても、気がかりなことは残ります。自分が認知症や寝たきりになったときに、財産管理や医療・介護の手続きは誰に任せればいいのか、ということです。特に、おひとりさまにとっては心配の種です。

それに備えるものとして、家族や専門家など信頼できる

	エンディングノート	遺言書
対象期間	今後の人生と亡くなった後	亡くなった後
効力	法的効力はない	法的効力がある
自由度	内容・形式とも自由。何を、どのように書いてもよい	民法で遺言できる事項や作成方法が決まっている

エンディングノートの記載例

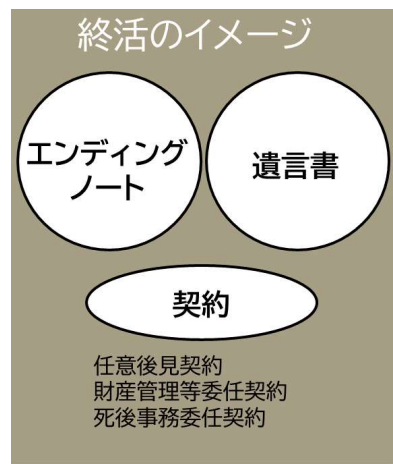
病名の告知や延命治療
希望する介護
財産に関する情報
葬儀やお墓についての希望
家系図
自分のプロフィール
家族へのメッセージ

遺言書の記載例

財産の分け方の指定
遺贈
遺言執行者の指定
特別受益の持戻し免除
相続人の廃除
子どもの認知
付言事項(理由など)

エンディングノートは、榎原市などの行政機関、士業事務所、葬儀会社などが発行していて、名前も異なり、それぞれに特性があります。自分にあったものを見つけましょう。前から順番に記入せず、書きやすい部分から書くのがポイント。読む人を具体的に思い浮かべ、その人が知らないと困ることを漏らさず記入しましょう。

遺言書には自筆証書遺言と公正証書遺言などがあります。自筆証書遺言は本人が全文を手書きしなければなりません。財産目録はワープロ打ちでもOKです。要件不備で無効になる心配がありますが、手軽です。公正証書遺言は公証人に書きたいことを説明して作成してもらいます。費用はかかりますが、専門家が作るので安全・確実な方法です。



人と契約を結ぶ方法があります。任意後見契約、財産管理等委任契約などです。任意後

見契約は認知症などで判断力が低下したときに、財産管理等委任契約は判断力があるものの体が不自由になったときに備えます。

このほかの契約としては、葬儀や遺品整理、諸費用の支払いなど死亡後の様々な手続きの代理人を決めておく死後事務委任契約があります。

また、契約書ではありませんが、延命治療に関して尊厳死宣言書を公正証書で作成する方法もあります。

相続

遺言

遺産分割協議書
相続関係説明図
財産目録

終活

後見

身近で気軽な相談所

初回相談無料
出張相談OK
土日祝対応

行政書士中園事務所

TEL 0744-38-9344

近鉄大和八木駅徒歩3分



〒634-0005
榎原市北八木町1丁目6-12シャト-八木202